

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年 7月25日(月)

今週のことば

サル痘

サル痘ウイルスによる感染症で、これまで主にアフリカの一部地域で発生していたが、欧米を中心に感染が急拡大しており、WHOは緊急事態を宣言し警戒を呼びかけ。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/25(月) 友引

26(火) 先負 プロ野球オールスターゲーム(福岡)

27(水) 仏滅 // (愛媛)

28(木) 大安

29(金) 先勝 旧暦7月1日

30(土) 友引

31(日) 先負

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

7/18(月) 海の日

19(火) 26,962 △174 137.73 △1.18

20(水) 27,680 △718 138.12 ▼0.39

21(木) 27,803 △123 138.58 ▼0.46

22(金) 27,915 △112 137.58 △1.00

濃厚接触者に対する待機期間が短縮

新型コロナウイルスの新規感染者数が各地で急拡大しており、感染者の同居家族などは濃厚接触者として自宅待機が必要となりますが、政府は社会経済活動を維持するため、濃厚接触者の待機期間を原則7日間から「5日間」に短縮するなど見直しを行いました。

◆ Q & A

Q. 濃厚接触者とは？

A. 感染者の感染可能期間内(発症日2日前から入院や自宅療養等をした日)において、同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方や、マスクなどをせずに1m程度の距離で15分以上の接触があった方などが該当します。

Q. 濃厚接触者の待機期間は？

A. 感染者と最後に接触した日を0日目として、5日間(6日目解除)となりました。また、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い陰性を確認した場合には、3日目から待機を解除することが可能です。

Q. 同居する家族等が感染した場合は？

A. 感染者と同居する家族等は基本的に濃厚接触者となり、感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間となります。なお、待機期間中に別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算します。

Q. 事業所等で感染者と接触した場合は？

A. 事業所等(医療機関等を除く)で接触があったことのみを理由に出勤を含む外出制限は必要ないとされており、マスクをしないで感染者と飲食を共にした場合などは5日間の自宅待機等を実施します。

■この記事の詳細は、情報BOX201528

低未利用土地の譲渡に係る100万円控除

地方を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する都市計画区域内の低未利用土地等(所有期間5年超、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除できる制度が設けられています(令和4年12月まで)。

適用する際は、譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて自治体の確認が必要となりますが、国交省によると制度開始(令和2年7月)から令和3年12月までに確認書を交付した件数は5150件となり、1件当たりの譲渡価額は平均247万円でした。

取引先の倒産に備える経営セーフティ共済

(独)中小企業基盤整備機構が運営する経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金総額の最高10倍(8千万円が上限)まで借入が受けられる制度です。

掛金月額5千円~20万円まで選ぶことができ、掛金は損金又は必要経費に算入できます(個人の場合、事業所得以外の収入には必要経費の算入は不可)。また、共済契約を解約した場合は解約手当金を受け取れます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

新型コロナの濃厚接触者に係る待機期間の見直し

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株については、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きいため、濃厚接触者の待機期間の見直し（原則7日間から5日間への短縮等）を行い、令和4年7月22日より適用となりました（同日時点で濃厚接触者である者にも適用）。

◆濃厚接触者とは

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の陽性者の感染可能期間（発症日の2日前から診断後に隔離開始されるまでの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する方のことを言います。

- ①同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった方
- ②適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護した方
- ③陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方
- ④手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった方（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）

◆濃厚接触者の待機期間について

濃厚接触者の待機期間は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と最後に接触があった日を0日目として、翌日から5日間（6日目解除）となります。

また、2日目及び3日目に抗原定性検査キット※による検査を行い、陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から待機解除が可能です。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認する必要はありません。

なお、いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」）との接触や、ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行います。

※抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。

◎濃厚接触者である同居家族等の待機期間の起算日について

新型コロナウイルスの陽性者が自宅療養をする場合、同居する家族等は基本的に濃厚接触者に該当します。この場合における濃厚接触者の待機期間は、陽性者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策※を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とします。

ただし、別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します。

※住居内での感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などです。

◆事業所（ハイリスク施設等を除く）で陽性者と接触があった場合

事業所等（ハイリスク施設等を除く）で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがあることから、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない、というのが政府の方針です。ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能です。

◎陽性者と接触があった場合の対応について

事業所等内において陽性者と接触があったと考えられる場合は、以下を参考に対応します。

・事業所等で陽性者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

・陽性者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知します。

・事業所等で陽性者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を実施します。